

杉並区環境・省エネ対策実施プラン

平成31～33年度（2019～2021年度）

～杉並区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～



平成31年3月

杉 並 区

<目 次>

1 実施プランの考え方	1
(1) 実施プランの目的	
(2) 実施プランの位置付け及び性格	
(3) 実施プラン改定の趣旨	
(4) 対象となるエネルギーの種別	
(5) 排出量削減の対象とする温室効果ガス	
(6) 環境配慮行動における管理項目	
(7) エネルギーの管理者と管理範囲	
(8) これまでの取組状況	
2 実施プランの目標	6
(1) エネルギー使用量削減・二酸化炭素排出量削減	
(2) 環境配慮行動	
3 目標達成に向けた基本方針（職員の具体的な取組）	8
(1) 基本的な考え方	
(2) エネルギー管理における考慮事項	
(3) 適切なエネルギー管理に取り組む3つの柱	
4 実施プランの推進体制	12
(1) 実施プランの推進組織	
(2) 事務局と主管部門との連携	
(3) エネルギー管理に関する年間スケジュールの概要	
5 実施プランの検証・評価、公表	16
(1) 主管部門による自己点検	
(2) 杉並区環境・省エネ推進対策本部会による検証	
(3) 外部組織等による評価、公表	

1 実施プランの考え方

(1) 実施プランの目的

杉並区環境・省エネ対策実施プラン（以下「実施プラン」という。）は、区域における事業所として、杉並区役所の事務及び事業における地球温暖化防止や環境への配慮について、取組目標や取組の具体的な内容等を定め、省エネルギー、省資源、環境配慮行動に取り組むことを目的とします。率先的に取組を行うことで、区民や事業者の模範となることを目指します。

(2) 実施プランの位置付け及び性格

実施プランは、杉並区環境基本計画の下位計画として位置付け、併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条の規定に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に相当する計画であるとともに、用紙の使用量や廃棄物排出量の削減目標を定め環境対策を含めた内容になっています。

(3) 実施プラン改定の趣旨

実施プランは、現在、第2期の計画期間中（平成27～33年度）です。平成28年に、国において、地球温暖化対策計画が閣議決定され、地方公共団体にはその基本的な役割として地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められました。

今回の実施プラン改定は、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置づけるための改定ですが、あわせて「エネルギー使用量削減」に関する目標値も修正しました。これは、上位計画である「杉並区環境基本計画」の改定に基づき数値の上方修正を行ったためです。

なお、環境配慮行動の取組目標については数値の変更等はありません。

▶参考：実施プランの第1期計画期間は、平成22～26年度です。

▶地方公共団体実行計画（事務事業編）とは、地方公共団体が行っている事務事業から発生する温室効果ガス削減の取組目標を定め、その目標を達成するための行動計画です。

▶計画期間は、平成31年度から33（2021）年度までの3年間とします。

(4) 対象となるエネルギーの種別

管理するエネルギーの種別は、次の9種類とします。

電気	ガス	上下水道	ガソリン	軽油	重油	灯油
LPG（液化石油ガス）		CNG（圧縮天然ガス）				

(5) 排出量削減の対象とする温室効果ガス

杉並区が排出量削減の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げる以下の7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素とします。

（なお、他の温室効果ガスについても、排出量の状況を注視していきます）

【杉並区における平成 27 年度の温室効果ガス（ガス種別）】

（単位：1000t-CO₂eq）

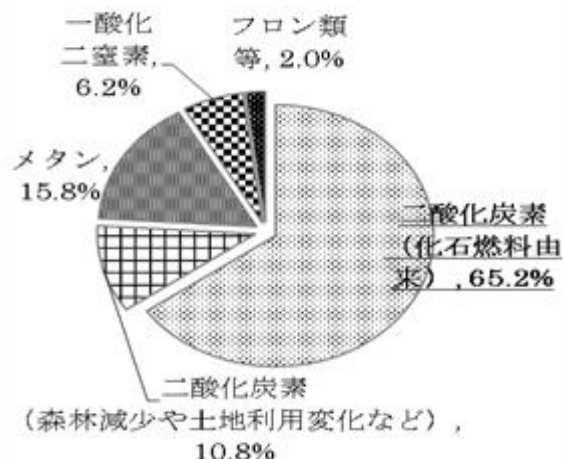
二酸化炭素(CO ₂)	1,600	(93.7%)
メタン(CH ₄)	2	
一酸化二窒素(N ₂ O)	7	
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	96	
パーフルオロカーボン類(PFCs)	0	
六ふっ化硫黄(SF ₆)	1	
三ふっ化窒素(NF ₃)	0	
合計	1,706	

出典：オール東京 62 市区町村共同事業

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定

出典：気象庁「地球温暖化に関する知識」

【大気中の温室効果ガスの種類別構成比】



(6) 環境配慮行動における管理項目

エネルギー使用量と二酸化炭素排出量削減の取組に加え、用紙類使用量の削減、一般廃棄物の削減、環境負荷の少ない物品を購入するグリーン購入の推進等の環境配慮行動に努めます。

環境配慮行動における管理項目は、次の3項目とします。

用紙類	一般廃棄物	グリーン購入
-----	-------	--------

(7) エネルギーの管理者と管理範囲

法令等により、エネルギーの管理主体が事業者単位になっていることから、区においても、原則として、「杉並区」が管理者として、エネルギー管理を行います。

エネルギーの管理範囲は、法令の定めがある場合を除き、区が設置及び管理する全ての区有施設とし、管理者は、次表のとおりとします。

施設区分等	エネルギー管理者	根拠法令等
1 本庁舎及び区有施設 (指定管理者、委託又は協働事業等により管理運営する施設を含む。)	区長部局	地方自治法
2 行政委員会（教育委員会を除く。） 監査委員・区議会		エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の定めによる。
3 学校その他の教育機関 (指定管理者又は委託により管理運営する施設を含む。)	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第21条による。） 省エネ法の定めによる。
4 PFI (Private Finance Initiative) により管理運営する施設	特定目的会社 (SPC)	PFI事業契約の定めによる。

1 「法令の定め」とは、資産の取得又は設置、管理若しくは処分、更新に関する権限の所在に関する規定をいう。

2 エネルギー管理の権限等の所在については、「法令の定め」によるほか、事業契約や賃貸借契約など、施設管理に関する契約内容等を考慮して判断する。

(8) これまでの取組状況

平成 29 年度までの取組状況は下記のとおりです。

<エネルギー使用量>

平成 29 年度は区全体を含む全ての区分で、エネルギー使用量が前年度比増となりました。一方で、第 2 期計画期間平均は区全体で 14.4%減少となり、達成目標である基準年度比 10%削減を達成しました。

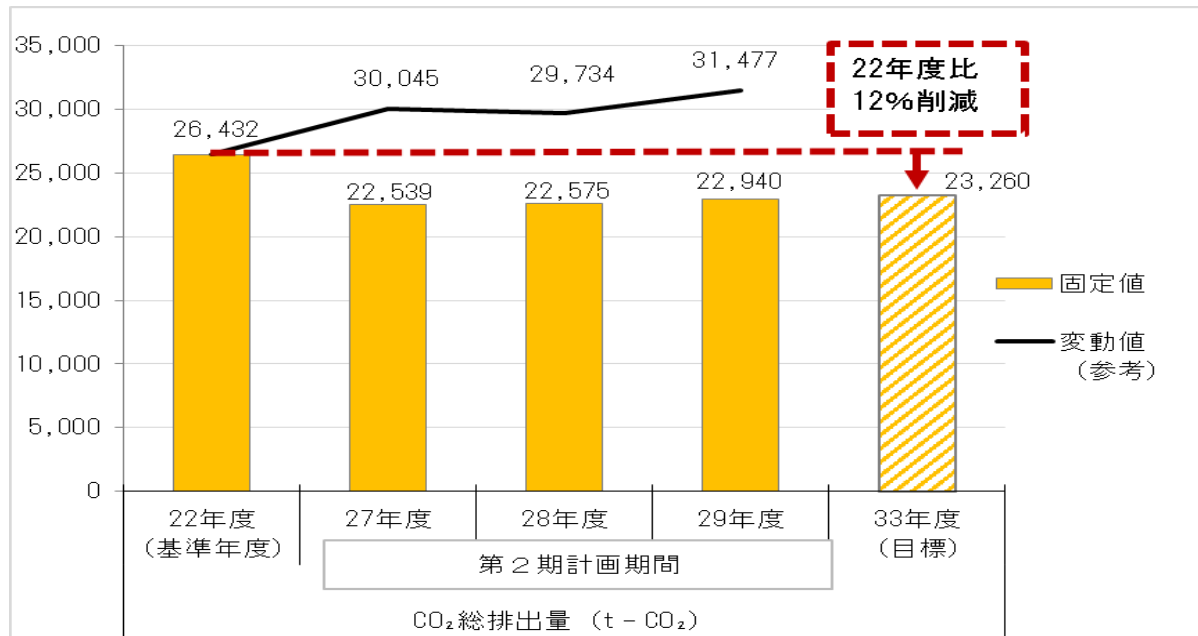
区分	実績	22 年度 (基準年度)	27 年度	28 年度	29 年度	平均*1
杉並区全体	使用量(kl)*2	17,858	15,249	15,199	15,387	15,278
	前年度比	—	-4.5%	-0.3%	1.2%	-14.4%
区長部局	使用量(kl)*2	9,540	7,822	7,847	9,085	8,251
	前年度比	—	-8.1%	0.3%	15.8%	-13.5%
本庁舎	使用量(kl)*2	1,506	1,079	1,120	1,121	1,107
	前年度比	—	-4.9%	3.8%	0.1%	-26.5%
教育委員会	使用量(kl)*2	8,317	7,426	7,352	6,302	7,027
	前年度比	—	-0.3%	-1.0%	-14.3%	-15.5%

* 1 平均は 27 年度から 29 年度の平均値。平均の前年度比率は平成 22 年度比を記載した。

* 2 エネルギー使用量は、原油換算で算出。

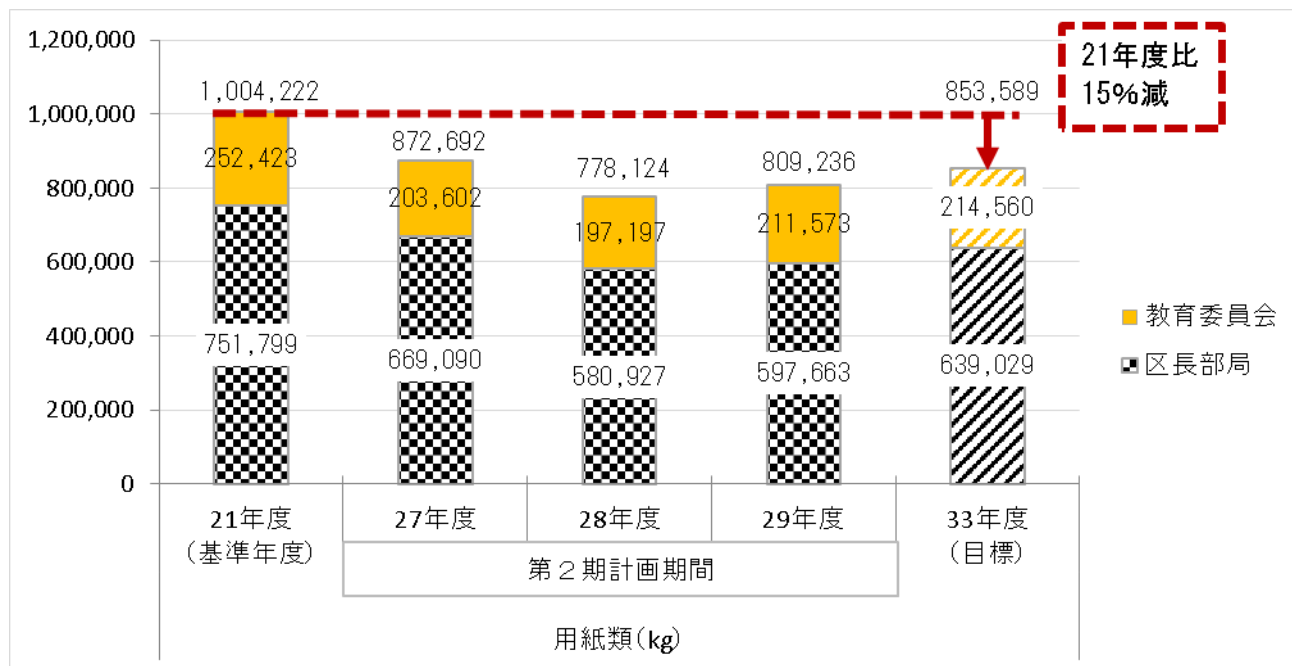
<二酸化炭素排出量>

エネルギー使用量に二酸化炭素排出係数（※P 8 を参照）を乗じて算出した杉並区全体の二酸化炭素排出量は、以下のとおりです。



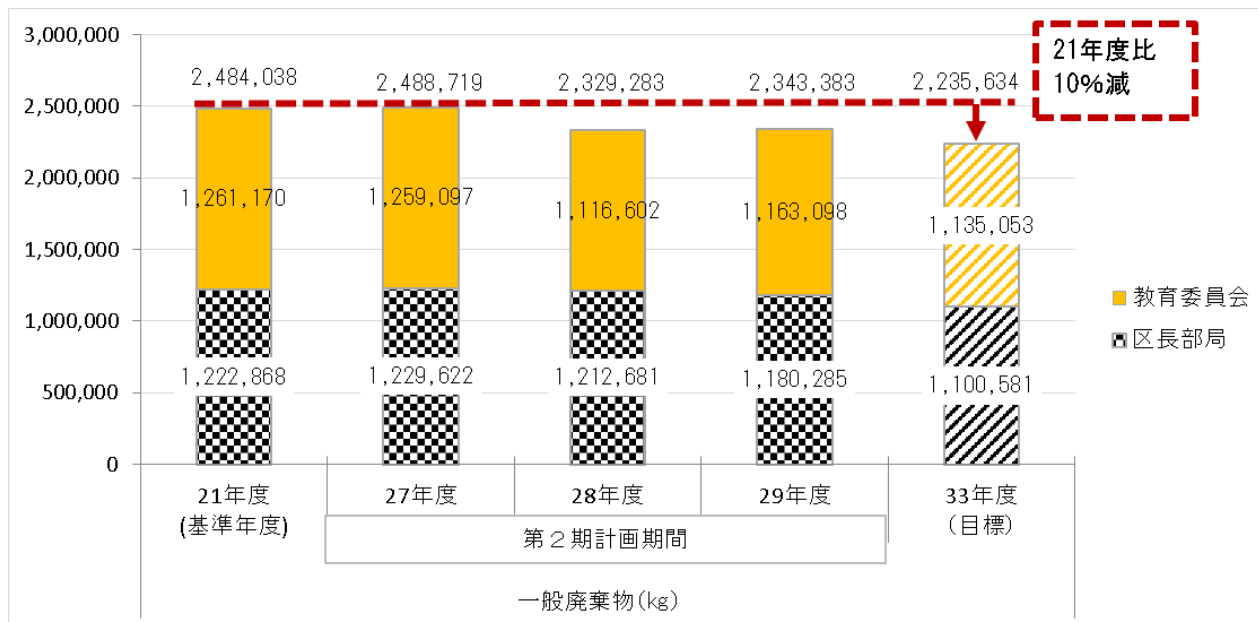
* 毎年変動する各年度の排出係数と、平成 22 年度の排出係数を使用して二酸化炭素排出量の推移を表した。固定値は、区の実施計画を評価・検証しやすくするため、実施計画の基準年度である平成 22 年度の排出係数を使用し各年度の排出量を算出した。変動値は、各年度の排出係数を使用し、参考数値として排出量を算出した。なお電気の排出係数は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第 2 条第 4 項 1 号で定める係数を使用し、電気以外の排出係数は、同省令第 2 条第 3 項で定める係数を使用した。

<用紙類>



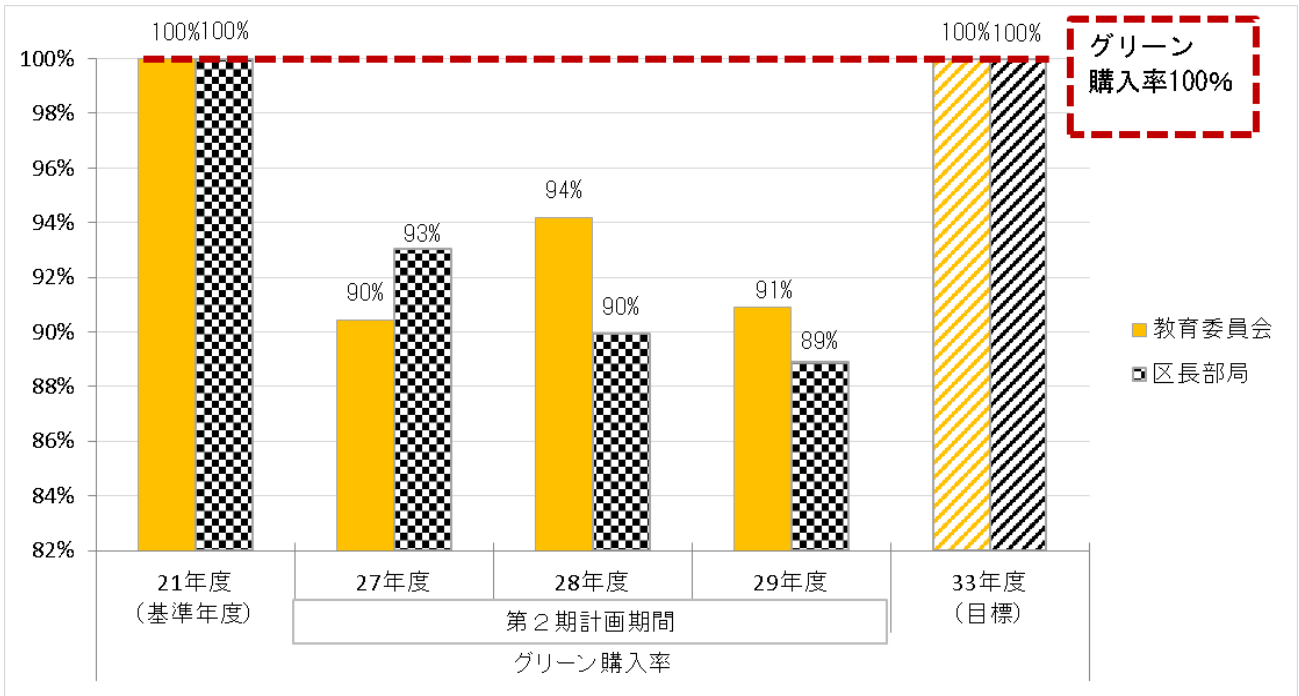
平成 29 年度区全体の用紙使用量は、前年度比 4%増加しました。一方で、第 2 期計画期間平均は、区全体で基準年度比 18.3%減少となり、部局別では区長部局 18.1%減少、教育委員会 19.1%減少しました。

<一般廃棄物>

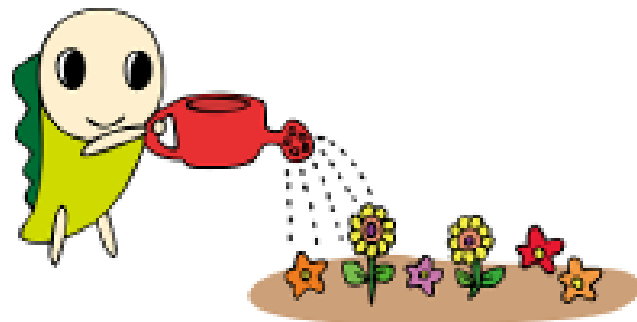


平成 29 年度区全体の一般廃棄物排出量は、前年度比 0.6%増加しました。一方で、第 2 期計画期間平均は、区全体で基準年度比 3.9%減少となり、部局別では区長部局 1.3%減少、教育委員会 6.5%減少となりました。

<グリーン購入>



平成 29 年度区全体のグリーン購入率は前年度と比べ減少しました。また、第 2 期計画期間平均は、区全体で 91%となり、部局別では区長部局 91%、教育委員会 92%となりました。



2 実施プランの目標

(1) エネルギー使用量削減・二酸化炭素排出量削減

①計画期間

エネルギー使用量削減・二酸化炭素排出量削減の取組の基準年度は、環境基本計画とあわせて平成 22 年度とし、目標年度は平成 33(2021)年度とします。

②削減目標の考え方

電気事業者の二酸化炭素排出係数は、電源構成（発電所の構成）によって変動します。特に東日本大震災後の火力発電への依存が高まったことにより、二酸化炭素排出係数は増加傾向にあり、電気使用量を削減しても電力要因の二酸化炭素排出量が増加する場合があります。このため、実施プランでは、電気等の使用量の推移を正確に把握するため、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」に基づく「エネルギー使用量」削減を取組目標としています。

また、実施プランは「地方公共団体実行計画」の性格も併せ持つため、二酸化炭素排出量削減の取組目標を併記します。

取組目標は、実施プランの取組状況等を踏まえて見直し、必要に応じて改定するものとします。

- 実施プランの取組は、施設利用者などの区民の健康に留意しサービスの低下につながらないように配慮すること。
- 《二酸化炭素排出係数とは》
一定の電気や燃料の消費等に伴って排出される二酸化炭素排出量を求めるための係数のことです。
- 《電気の二酸化炭素排出係数の固定値と変動値》
電気の二酸化炭素排出係数は、年により変動するため、使用者による取組努力とは無関係に二酸化炭素排出量が増えるため、計画期間中の二酸化炭素排出係数を一定に固定することで、区の実績を正確に把握でき、排出量の評価、見直し・改善につなげることができます。

③取組目標

<取組目標>

エネルギー使用量削減の取組目標

平成 33(2021)年度までに、平成 22 年度比で 12%削減します。

二酸化炭素排出量(*)削減の取組目標

平成 33(2021)年度までに、平成 22 年度比で 12%削減します。

(電気の二酸化炭素排出係数は平成 22 年度で固定)

*二酸化炭素排出量は、エネルギー使用量に排出係数を乗じて算定する。二酸化炭素排出量はエネルギー使用量と排出係数に依存し、エネルギー使用量の増減と比例関係にある。

エネルギー使用量の取組目標の詳細は、以下の表のとおりです。

区 分		取組目標値	計画期間	取組目標 平成 33 (2021) 年度
杉並区全体		エネルギー使用量 前年度比 1 % の削減	平成 31 年度 ～ 平成 33 (2021) 年度	エネルギー使用量 12% の削減 (平成 22 年度比)
杉並区役所本庁舎		エネルギー使用量 前年度比 1 % の削減		
区 有 施 設	中規模事業所 (30kℓ～1,500kℓ)	エネルギー使用量 前年度比 1 % の削減		
	小規模事業所 (30kℓ未満)			

- 1 エネルギー使用量とは、省エネ法に基づく原油換算によるエネルギー使用量である。
- 2 上下水道は、省エネ法におけるエネルギーに含まれないが、削減の取組を行う。

(2) 環境配慮行動

① 計画期間

環境配慮行動の基準年度は平成 21 年度とし、目標年度は平成 33 (2021) 年度とします。基準年度は、前環境マネジメントシステム (ISO 14001) から継続的に取り組むため、エネルギー使用量削減・二酸化炭素排出量削減と異なり、平成 21 年度を基準年度としています。

② 環境配慮行動における管理項目の取組目標

区 分	取組目標
用 紙 類	平成 33 (2021) 年度までに、平成 21 年度比で 15% 削減します。
一 般 廃 棄 物	平成 33 (2021) 年度までに、平成 21 年度比で 10% 削減します。
グリーン購入	100% を取組目標とします。

- 1 一般廃棄物は、本庁舎においては、総務部経理課が一括して管理する。
- 2 グリーン購入については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく、物品購入等を推進する。

3 目標達成に向けた基本方針（職員の具体的な取組）

(1) 基本的な考え方

事業者としての杉並区役所が、エネルギー使用量等・二酸化炭素排出量を削減するためには、第一に職員一人ひとりが省エネ及び環境負荷の低減に対する意識を高め、積極的に取組むことが大切です。

また、実施プランを実効性あるものとして運用していくためには、主管部門である各部において、部長の指揮と責任の下、主体性をもって取り組むものとします。エネルギー管理にあたっては、施設の実情を踏まえ、長期的に持続可能な取組として実施します。

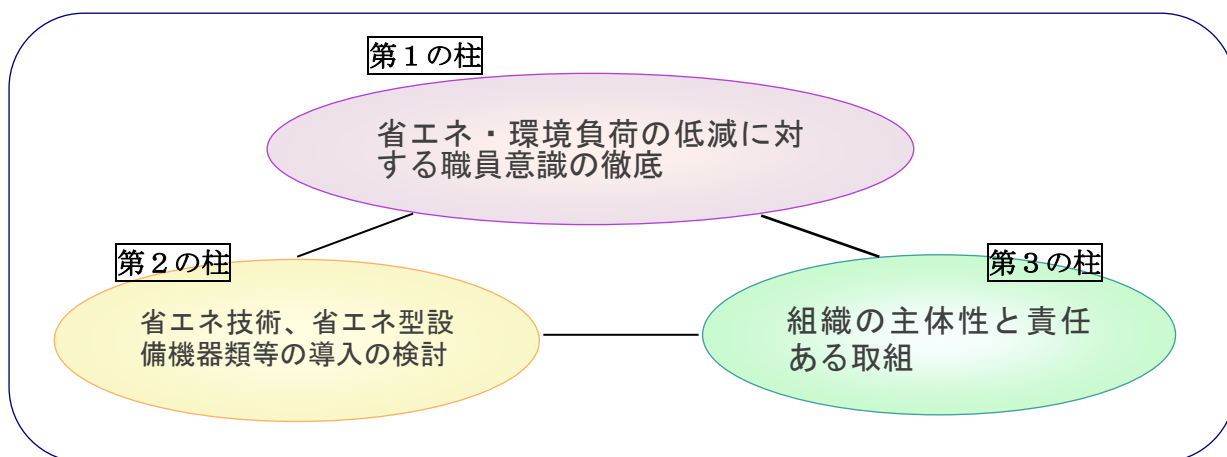
- ①施設規模や構造、経過年数、設備機器の技術水準、耐用年数、使用頻度
- ②施設の稼動・供用日数
- ③施設の配置職員数や利用人員など

(2) エネルギー管理における考慮事項

施設改修や設備機器の更新については、費用対効果や優先度等を十分考慮し、自治体経営全体の観点から判断します。

(3) 適切なエネルギー管理等に取り組む3つの柱

基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり3つの柱を設定し、目標達成に向けて、エネルギー管理等に取り組むものとします。



第1の柱 省エネ及び環境負荷の低減に対する職員意識の徹底

(1) エネルギーの削減

照明

- ①空室や不在時等の用は小まめな消灯を徹底する。
- ②事務室、会議室やトイレ、ロッカー室等は使用後の消灯を徹底する。
- ③就業時間前、昼休みや残業時には、必要最小限の点灯にとどめる。
- ④業務に支障がなく、健康に害が及ばない範囲で間引きをする。
- ⑤日中の窓側照明は、自然光を活用し消灯に努める。

空調

- ①室温は冷房時 28℃、暖房時 19℃を目安に、空調設備の適正運転に努める。
- ②空調効率を上げるため、業務に支障がない範囲で窓や扉等を閉める。
- ③クールビズ・ウォームビズを励行する。
- ④扇風機、ブラインドやカーテン等を有効に利用し、冷暖房の効率を高める。
- ⑤空調の吹き出し口に物を置かない。
- ⑥空室や不在時等は、空調を停止する。
- ⑦温度計等を活用し、手動により小まめな稼働の調整を行う。
- ⑧余冷・余熱利用により、終業時刻早めの空調停止に努める。
- ⑨エアフィルター等の定期的な清掃や管理を行う。

OA機器類

- ①パソコンは、節電待機モードを活用し、昼休みや会議などで長時間使用しないときは電源をOFFにする。
- ②コピー機やプリンタ等は、省エネモードを活用する。
- ③退庁時は、電化製品等のコンセントを抜いたり、スイッチ付き省エネ型タップを活用し、待機電力を省く。
- ④各種電化製品の使用状況を把握することにより、適正配置や台数の見直しを図る。

公用車

- ①水曜日はノーカーデーとし、自動車の使用を控える。
- ②エコドライブを徹底する（無駄なアイドリング、急発進、急加速、急停止等の抑制、カーエアコンの適切な使用等）。
- ③相乗り運行を励行する。
- ④可能な限り、自転車や公共交通機関を利用する。

その他

- ①エネルギー使用量を定期的に把握し、増減について自己分析を行う。
- ②エレベーターの使用を出来るだけ控え、階段を積極的に利用する。
- ③ノー残業デーや一斉退庁に努め、電気使用量等を抑制する。
- ④水の流し放しをせず、節水を心掛ける。
- ⑤漏水、破損には迅速に対応し、無駄な水浪費を抑える。

(2) 用紙類の削減

庁内向け

- ①業務における電子メールの利用、資料の電子化を進め、ペーパーレス化を図る。
- ②両面印刷、裏面印刷、縮小・集約印刷を行う。
- ③印刷物は残部が出ないように必要数を見極める。
- ④資料等は職員それぞれが保有することを控え、共有化を図る。

- ⑤複数部印刷する際は、ミスコピーを防止するため、設定を確認のうえテスト印刷を行う。
- ⑥研修、講習会、説明会等では、配付資料を少なくする工夫をする。
- ⑦用紙購入量を定期的に把握し、適正な管理を行う。

対外向け

- ①刊行物は、適正部数を作成する。
- ②区民又は外部機関等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等、冊子等の作成は必要最小限とする。

(3) 一般廃棄物の削減

- ①紙、ビン、缶、ペットボトル等、リサイクルが可能な資源は分別を徹底する。
- ②リデュース（減らす）リユース（繰り返し使う）リサイクル（再資源化）の3Rを心がける。
- ③購入前に必要かどうか考え、今ある品で代用、修理できるか検討する。
- ④使い捨ての製品よりも、壊れにくく長く使えるものを選ぶ。
- ⑤使い終わったとき、ごみが少ないものを選ぶ。
- ⑥繰り返し使うことを前提とした品を選ぶ。
- ⑦買う際は梱包、包装等をできるだけ少なくする。
- ⑧使用していない備品等は、庁内通知サービスを利用し、他部署での再利用に努める。
- ⑨用紙、事務用品は可能な限り再利用する。
- ⑩使用済み封筒は、交換便等に活用する。
- ⑪昼の弁当等の空き容器は、購入した店舗に返す。
- ⑫買い物には、マイバッグを持参し、不要なレジ袋、ストローなどの使い捨てプラスチック製品をもらわない。
- ⑬水筒、マイカップ、マイ箸等を利用する。

(4) グリーン購入

- ①業者任せや、急な発注で対応が困難にならないよう、余裕をもって計画的な物品購入を行う。
- ②カタログやインターネットで、グリーン購入適合品を選ぶ。
- ③コピー用紙や封筒等は、古紙配合率の高い再生紙を優先して選ぶ。
- ④紙類は、再生紙を原料とした製品を優先して選ぶ。
- ⑤事務用品等は、再生原料を利用した製品を優先して選ぶ。
- ⑥エコマーク、省エネマーク等、環境ラベリングを参考に購入する。

第2の柱 省エネ技術、省エネ型設備機器類等の導入の検討

エネルギーを効率よく使い、使用量を削減するためには、既存の施設設備について、保守点検等の適正な管理を行い、可能な限り長期に継続して使用できるようにします。また、更新等にあたっては、省エネ型の設備機器類の導入や拡大、電力受給契約での

特定規模電気事業者（新電力）の活用を検討することが必要です。

ただし、省エネ型の設備機器類等の導入には、多額のコストが必要であることから、コストとエネルギー削減効果等を十分見極めながら、慎重に判断するものとします。

（１）区役所本庁舎における施設維持管理の効率化

- ① コージェネレーションシステムの効率的な運用
- ② 省エネルギー化に向けた総合的な維持管理方法のあり方の検討

（２）区立施設における維持管理の効率化

- ① 太陽光発電機器の設置及び省エネルギー型の空調設備の導入、照明器具の LED 化、高効率機器、照明制御システムなどの導入及び検討
- ② 建物外壁等における断熱効果の高い素材の使用や改善策の検討
- ③ 電力受給契約における、特定規模電気事業者（新電力）活用の検討

第3の柱 組織の主体性と責任ある取組

適正なエネルギー管理を推進していくためには、実施部門である部・課組織において、職員意識の徹底とともに、省エネに向けた取組方針の明確化、取組成果や課題の共有化など、効率的で持続可能なエネルギーの管理体制の構築に努めるものとします。

（１）責任者によるエネルギー管理に対する取組方針の明確化

- ① 組織目標の設定及び削減計画の策定及び実践
- ② 職員研修の実施等

（２）職務執行にあたっての環境法令の遵守等

- ① グリーン購入の推進
- ② 法令で定める基準の遵守及び適正手続きの徹底
 - ア フロン類、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、化学物質等の適正な管理・保管
 - イ 可燃・不燃ごみ、医療系廃棄物、汚泥、PCB、化学物質等の適正な廃棄
 - ウ 送風機等による騒音の測定及び発生抑制
 - エ 重油、ガソリン等の適切な管理・保管
- ③ 重油、フロン類、PCB、灯油に関する緊急事態への体制等の整備

（３）部・課を単位とした確実な削減計画等の実施と課題の把握

- ① PDCAサイクルによる継続的な検証の実施
- ② 適切な自己点検の実施
- ③ 実施に伴う課題、問題点の把握・分析と対応策の検討

4 実施プランの推進体制

(1) 実施プランの推進組織

実施プランに基づく環境及びエネルギー管理（以下「エネルギー管理等」という。）を適正かつ効果的に推進していくため、最高意思決定権者である区長の下に、「杉並区環境・省エネ対策推進本部会」を設置するとともに、法令に基づく必要な要員等を確保するなど、実施体制の整備を図ります。

①杉並区環境・省エネ対策推進本部会

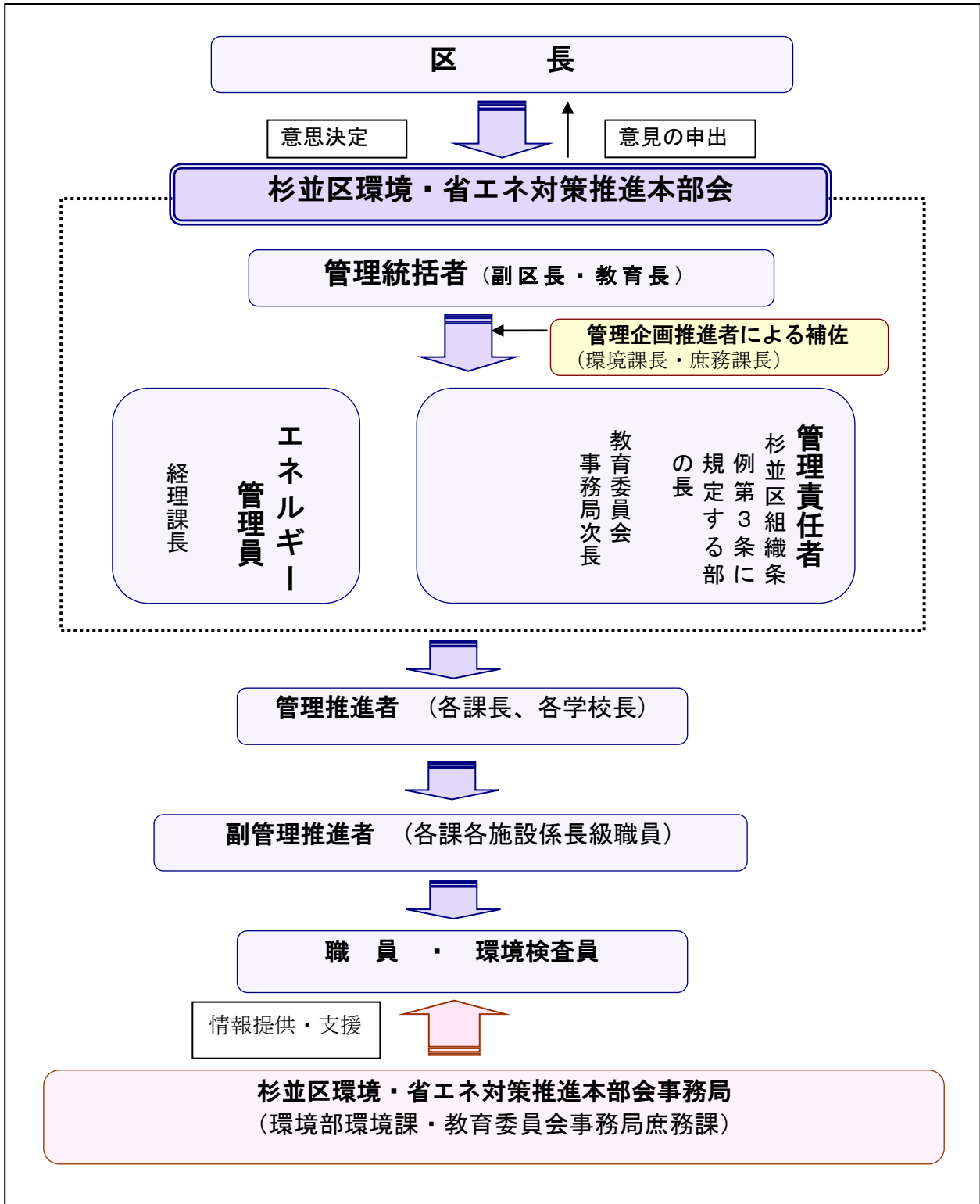
杉並区環境・省エネ対策推進本部会は、エネルギー管理等の実施状況や成果の検証等を含めた進行管理を行うとともに、エネルギー使用量削減の取組状況・二酸化炭素排出量削減の取組状況及び環境配慮行動の進捗状況等について、区長に報告し、併せて、区民に公表します。

②実施体制の整備

エネルギー管理等に関する実施体制は、次のとおりとします。

エネルギー管理者の役職名		所掌事務
区 長		エネルギー管理等に関する最終的な方針決定を行う。
推進本部会		
管理統括者	副区長 教育委員会教育長	担任する組織のエネルギー管理等の総括及び実施の進行管理を行う。
管理責任者	条例部長	管理統括者の指導の下、実施等（自己点検を含む。）を管理推進者に指示する。
管理企画推進者	環境課長 教育委員会事務局庶務課長	管理統括者及び管理責任者を補佐し、区のエネルギー管理等に関する運用状況の把握及び調整を担当する。
エネルギー管理員	経理課長	本庁舎の総合的なエネルギー管理を担当する。
管理推進者	各課長 各学校長	管理責任者の下、エネルギー管理等に関し、削減計画の策定、実施等を担当する。
副管理推進者	各課各施設係長級	管理推進者の下、エネルギー管理等に関して、各課各施設の実質的な管理を担当する。

③エネルギー管理等の実施体制の概要図



- 1 推進本部会の本部長は、環境政策担当の副区長とする。
- 2 管理企画推進者は、エネルギー管理士又はエネルギー管理講習会修了者とする。
- 3 総務部経理課長は、本庁舎のエネルギー管理を総括する。
- 4 環境検査員は、部・課における自己点検を実施する。

(2) 事務局と主管部門との連携

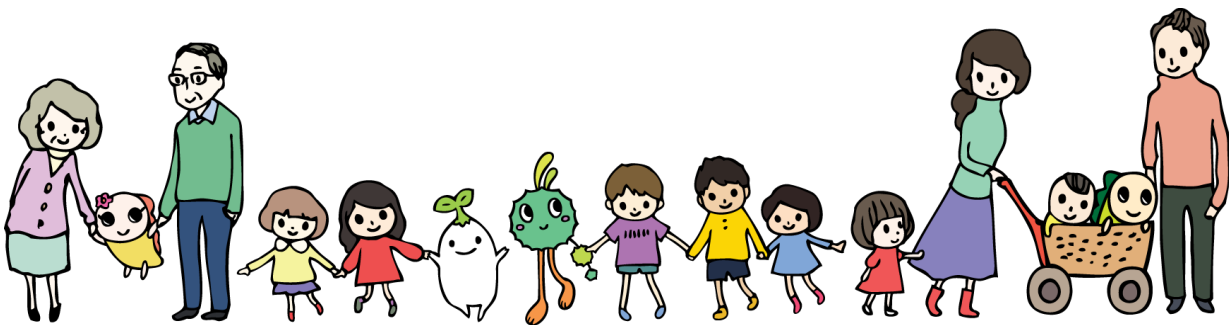
実施プランの運用にあたり、杉並区環境・省エネ対策推進本部会の事務局は、実施に関する総括的な事務等を所掌し、主管部門は、具体的な削減計画の策定及び実施に関する事務を所掌するものとし、相互に協力・連携してエネルギー管理等の効果的な推進を図ります。

主な事務分担は、次のとおりとします。

	杉並区環境・省エネ対策推進本部会 事務局 (環境課、庶務課)	主管部門 (各部・課)
計 画 (P)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務説明会の開催 ○様式、書式等の資料提供 ○エネルギー使用量等削減計画や実施状況等の取りまとめ ○本部会への付議資料等の作成 ○国、都への提出書類等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設ごとの前年度エネルギー使用量等の把握・集計 ○各課各施設によるエネルギー使用量等削減計画の策定 ○法令による施設（エネルギー使用量原油換算 30kℓ以上 1,500kℓ未満）については、地球温暖化対策報告書を作成 ○副管理推進者、自己検査員の選任 ○本庁舎のエネルギー使用量等の集計及び削減計画の策定等（経理課長）
実 行 (D)	<ul style="list-style-type: none"> ○管理統括者の補佐 ○環境・省エネ関連情報の提供と主管部門に対する支援 ○区民意見等の受理・取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の実行と進行管理 ○事業実施にあたっての環境保全への配慮、法令遵守 <ul style="list-style-type: none"> ① 法的要求事項の自主管理の徹底 ② 化学物質の管理徹底と常時保管する量の削減 ③ 緊急事態に対応した体制等の整備 ○研修の実施 ○区民意見等の受理等 ○本庁舎におけるエネルギーの総合的な管理（経理課長）
点 検 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー使用量等及び自己点検結果等の取りまとめ ○改善計画や見直しへの指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○部・課を単位とした自己点検の実施 ○目標達成が困難な場合等における原因の調査、改善策等の検討 ○エネルギー使用量等の事務局への状況報告 ○本庁舎のエネルギー使用量の集計等(経理課長)
見 直 し (A)	<ul style="list-style-type: none"> ○実施プランの実施状況に関する区民への公表と区民意見の集約・計画への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ対策に関する積極的な検討、改善 ○本庁舎の省エネ対策の検討及び維持管理方法の改善(経理課長)

(3) エネルギー管理に関する年間スケジュールの概要

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主管部門	→		→			→			→			→
	エネルギー使用量等の集計・提出（前年度分）		副管理推進者、環境検査員・選任・説明会・自己検査実施									
	削減計画の策定等		夏期の省エネ行動計画期間						冬期の省エネ行動計画期間			
省エネ行動の実施（毎月のエネルギー使用量の把握、省エネ・省資源への取組）												
管理企画推進者	→		→	→	→	→			→			
	・使用量等取りまとめ（前年度） ・冬期省エネとりまとめ		省エネ法定定期報告書提出		東京都確保条例温暖化報告書提出		夏期省エネとりまとめ			物品調達ガイドの配布		
主管部門への情報提供・支援												
本部会	削減計画の方針決定											
										実施状況の検証等		



5 実施プランの検証・評価、公表

(1) 主管部門による自己点検

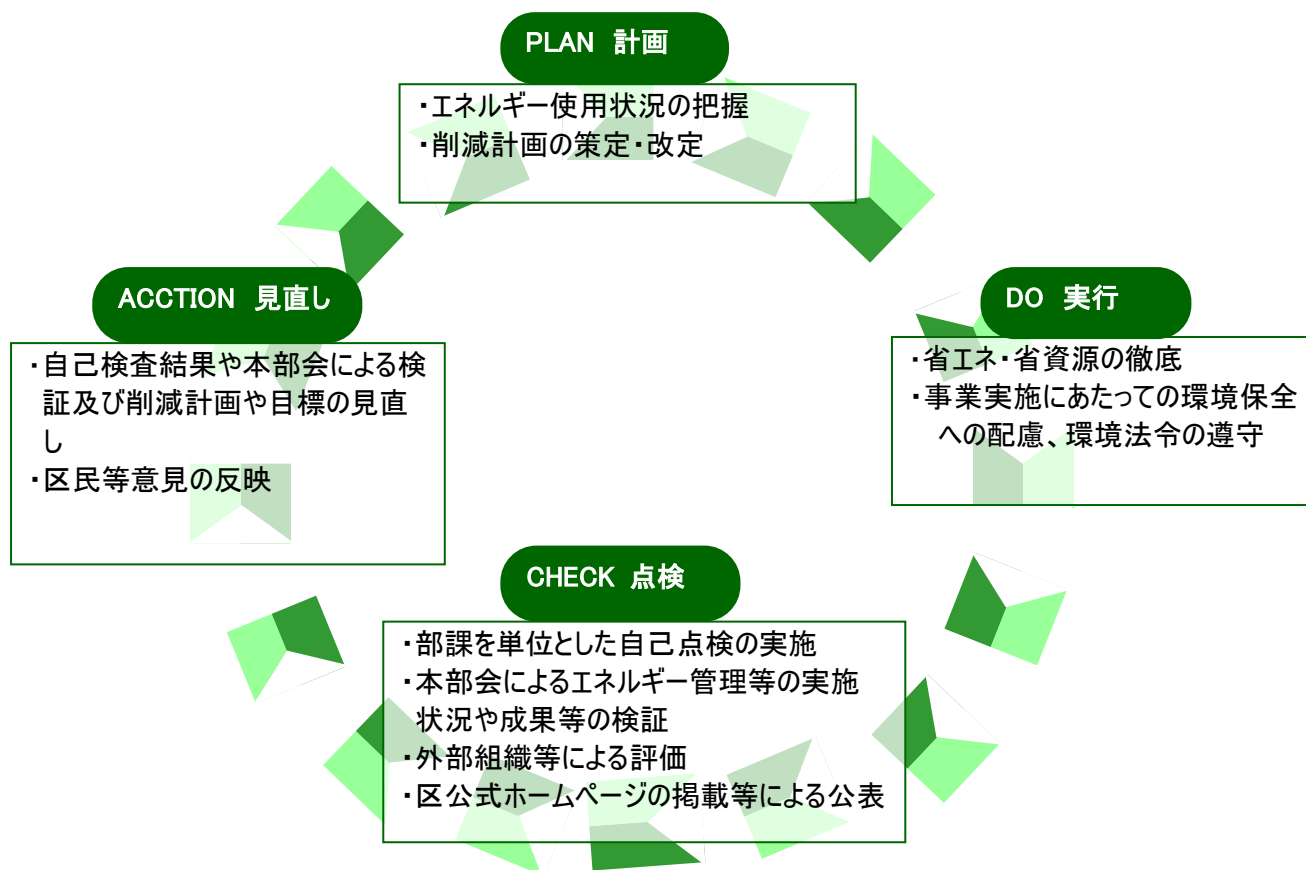
主管部門においては、「環境検査員」を選任し、エネルギーの管理状況や環境配慮行動、環境法令の遵守状況を自己点検します。

(2) 杉並区環境・省エネ対策推進本部会による検証

実施プラン推進本部会において、実施プランの適正な進行管理とP D C Aサイクルに基づき自己点検結果の検証を行います。

(3) 外部組織等による評価、公表

実施プランの運用状況は、区公式ホームページの掲載等により、年1回公表するほか、杉並区環境清掃審議会に報告し、評価を受けます。



杉並区環境・省エネ対策実施プラン（31年度～33年度）

登録印刷物番号

～杉並区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～

30-0114

平成31年3月発行

編集・発行 杉並区環境部環境課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>